

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年2月6日）

提案課名 環境資源対策課

報告者名 吉藤 直

事案名	プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
提案趣旨	<p>令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。同法では、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集（容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収）等に努めることが規定されるとともに、分別収集の実施が循環型社会形成推進交付金の交付要件となりました。</p> <p>本市においては、今年度末以降、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制に移行するため、さらなるごみの減量及び資源化の取組みが必要となっていることから、プラスチック一括回収の実施に向けて検討を進めてきました。</p> <p>また、現在、容器包装プラスチック（以下「容プラ」という。）の収集は「隔週」で実施していますが、市民からは「毎週収集」の要望の声が数多く届いている状況です。</p> <p>さらに、資源物の収集については「2回/月」としてはいますが、第5週の収集がないこと及び雨天時の排出自粛により、ストックハウスに許容量以上の資源物が搬入されている状態です。</p> <p>このため、収集体制についても、全体的に見直す必要が生じています。</p>	
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 プラスチックの一括回収の実施及び収集回数を変更すること 製品プラスチックの分別基準を決定し、容プラとともに「1回/週」の収集を実施（毎週水曜日）する。 2 資源物の収集回数を変更すること 資源物の収集を「月2回」から「隔週」に変更する。 3 プラスチックの一括回収の財源とするため、既存事業の見直しすること 集団資源回収に伴う奨励金事業の廃止及び家庭用生ごみ処理機補助制度の見直しを行う。 	

経過	<p>1 一括回収に向けた検討の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布（令和4年4月施行）。 ・令和3年度から 一括回収について情報収集。 ・令和4年度から 全国自治体の動向を調査。 ・令和5年度から 一括回収の可能性について、収集運搬及び中間処理委託事業者と協議。 <p>2 収集体制の主な変更の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年11月 ごみと資源の分別収集の開始に伴い、市内を20地区に区分けした収集体制を構築（容プラ収集「月2回」）。 ・平成18年4月 容プラ収集を「月2回」から「隔週」に変更。 ・平成31年4月 草類と剪定枝をあわせて「草木類」として、市内全域で分別収集を開始。 ・令和3年度から 一括回収に伴う「毎週収集」を検討（20地区⇒16地区へ）。併せて、資源物の「隔週」収集について検討開始。 <p>3 庁内等への検討の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月 政策会議に付議。 ・ // 11月 廃棄物対策審議会へ協議。 ・令和6年1月 廃棄物対策審議会へ諮問、答申。
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月 議員連絡会において説明 ・ // 3月 秦野市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の改正 ・ // 5月 モデル地区による試行 ・ // 6月 減量説明会により市民周知 ・令和7年4月 プラスチックの一括回収及び資源化開始 ・ // 秦野市資源回収奨励金の支給等に関する要綱の廃止

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について①

法律の施行

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要が生じました。

そのため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年6月に公布、令和4年4月から施行されました。



市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集（容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収）等の努力義務が規定されました。

また、分別収集の実施が循環型社会形成推進交付金の交付要件となりました。

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について②

本市の対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収、再商品化を行い、プラスチック資源循環の促進を図ります。

【実施内容】

- 1 製品プラスチックの分別基準を策定し、容器包装プラスチックと製品プラスチックを「プラスチック」として一括して収集。
- 2 プラスチック及びペットボトルの収集については、現行の「隔週水曜日」から「毎週水曜日」に変更。
- 3 収集したプラスチックは、中間処理施設で選別・ベール化した後、指定法人(公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会)ルートを活用して再商品化。

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について③

はだのクリーンセンターの焼却対象量

	全 体	秦野市	伊勢原市
年間処理能力	56,000 トン	33,600 トン	22,400 トン
令和4年度実績	56,730 トン	33,742 トン	22,988 トン
超過分	730 トン	142 トン	588 トン

焼却対象量とは、不燃及び粗大ごみを破砕・選別時に発生した可燃性の部分並びに栗原最終処分場から排出される汚泥の焼却量を可燃ごみ処理量に加えた数値です。

「はだのクリーンセンター」で、安定的に可燃ごみの焼却処理を行うためには、引き続き焼却対象量を減らす必要があります。

さらなる減量・分別(資源化)が必要!

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について④

収集方法(案)

- ※ ペットボトルの出し方は変更しない。
- ※ 収集日は全地区「毎週水曜日」に設定。

現行

変更後(一括回収)

プラスチック製容器包装 



プラスチック製容器包装  + 製品プラスチック



硬いプラスチック (弁当箱、コップ、バケツ、ハンガーなど)

カゴ・桶・椅子

ケース (CD・DVD、小物入れなど 一辺50cm未満のもの)

スポンジ

歯ブラシ

プランター、植木鉢、じょうろ

ペットボトル  

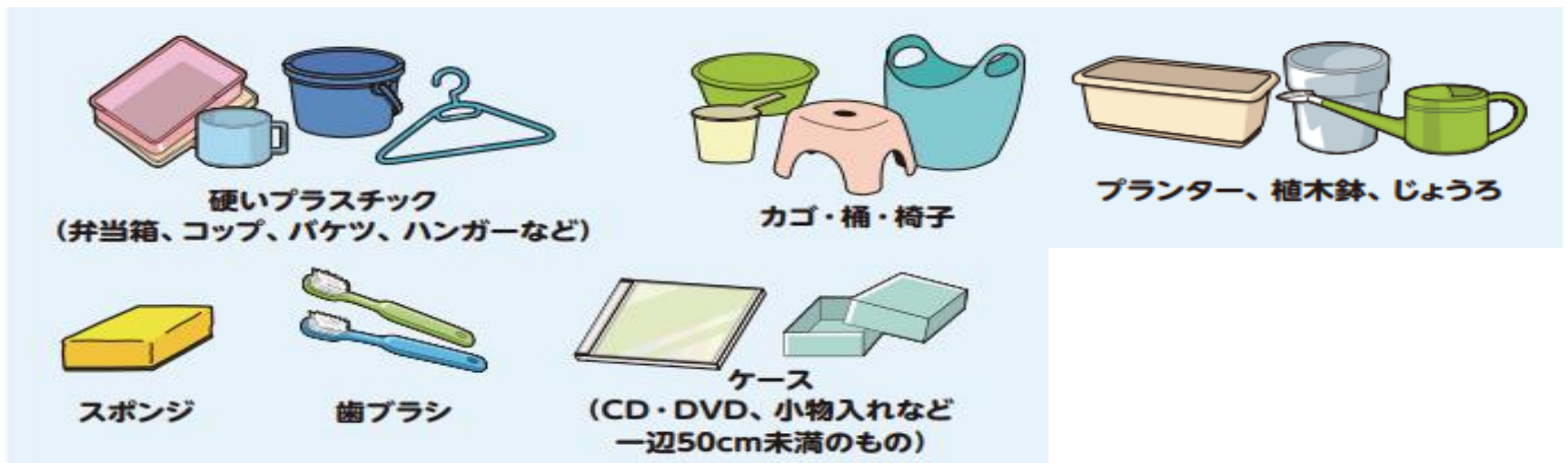
ペットボトル  

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について⑤

対象とする製品プラスチックの基準(案)

- ・ 100%プラスチックでできているもの
- ・ 汚れていないもの
- ・ 1辺の長さが30cm以下のもの
- ・ 厚さが5mm以下のもの

製品プラスチックの例



プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について⑥

収集回数（案）

- ①可燃ごみ (2回/週) → 変更なし
- ②容器包装プラ (隔週水曜日) → **プラスチック（毎週水曜日）**
- ③資源物 (2回/月) → **(隔週)**
- ④不燃ごみ (1回/月) → 変更なし
- ⑤蛍光灯など (1回/月) → 変更なし

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について⑦

1 集団資源回収促進事業の廃止

【廃止の理由】

(1) 実施団体の減少

自治会やPTAなどが対象だが、集団資源を実施しない団体や会員の減少により、実施を取り止める団体が増えているため。

(2) 集団資源回収の目的

本事業は、平成3年度からごみの減量を目的に実施。平成11年度に分別収集が開始され、現在まで分別品目の増加やストックハウスの充実などにより、市民の分別意識が定着していることから、事業の目的（ごみの減量・分別意識の醸成）は十分に果たしているため。

2 家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の見直し

【見直しの理由】

(1) はだのクリーンセンターの1施設焼却体制に向けた可燃ごみの減量

平成11年度の補助制度の開始以降、令和元年度に1施設化に向けて補助率及び上限額を引き上げた。しかし、現在では1施設化の目途がついたこと、さらにプラ一括回収の実施により約300～500トン/年の可燃ごみの減少が見込まれることから、一定の役割を果たしたと考えられるため。

(2) カーボンニュートラルの取組み

カーボンニュートラルに即したライフスタイルを推奨する中で、電気を使用する生ごみ処理機やディスポーザーの補助を廃止し、キエーロ、コンポスターなど非電動式のみを補助対象とするため。

プラスチックの一括回収及び収集体制の変更について⑧

歳出増	R5予算(契約額)	変更後経費	①増額分
可燃ごみ・プラスチック収集運搬	342,400千円	342,400千円	0千円
ペットボトル収集運搬 ※1		2,182千円	2,182千円
資源物収集運搬(地区再編・隔週収集)	279,090千円	295,525千円	16,435千円
補償業務【不燃・カン等】(地区再編)	134,257千円	137,149千円	2,892千円
プラスチック中間処理	53,821千円	70,321千円	16,500千円
プラスチック再資源化(指定法人への委託料) ※2	1,048千円	33,548千円	32,500千円
計	810,616千円	881,125千円	70,509千円

歳入及び見直し事業		R4決算額	変更後経費	②効果額
歳入	特別交付税措置 ※3	-	35,000千円	35,000千円
他事業 の見直し	集団資源回収事業費	2,611千円	0千円	2,611千円
	家庭用生ごみ処理機購入費補助金	7,726千円	259千円	7,467千円
計		10,337千円	35,259千円	45,078千円

実質必要経費

【①歳出増額分】 70,509千円 - 【②効果額】 45,078千円 = 25,431千円

※1 変更後の経費は、資源物及び補償業務に追加となる見込み。

※2 500トンの収集増を想定。硬質プラ及び禁忌品対応に係る設備を導入する場合、単価を増額する可能性あり。

※3 特別交付税措置経費は、算定根拠に基づく計算による。